

兵庫県公報

令和2年7月27日 月曜日 第125号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	7
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	7
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	8
○ 落札者等の公示（契約管理課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	9
○ 同 上（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（同）	9
○ 入札公告（県立但馬技術大学校）	10
正 誤	
○ 令和2年5月11日付け兵庫県公報第2号外中	12
○ 令和2年5月21日付け兵庫県公報第2号外中	12

告 示

兵庫県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市山南町和田字長尾2036、2037、2040、2041、2043、2044、2045の1、2045の2、2046の1、2046の2、2047の1、2047の2、2048から2051まで、宇城ノ谷2052から2056まで、2057の1、2057の2、2059から2071まで、2073から2076まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長尾2041・2043（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字城ノ谷2052・2060・2073（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2059、2071

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町中竹田字野瀬1034

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野瀬1034（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第794号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年7月10日から令和3年1月30日まで

3 作業地域

三田市高次地内



兵庫県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月1日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
たつの市新宮町馬立地内



兵庫県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、水準測量、現地測量及び縦断測量）
- 2 作業期間
令和2年6月15日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
香美町香住区沖浦地内



兵庫県告示第797号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点の復旧測量）
- 2 作業期間
令和2年6月29日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
西宮市堀切町及び大浜町地内



兵庫県告示第798号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和2年6月4日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
三田市全域

~~~~~  
**兵庫県告示第799号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、相野駅周辺土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（ほ場整備確定測量）
- 2 作業期間  
令和2年6月15日から同年10月29日まで
- 3 作業地域  
三田市相野地内

~~~~~  
兵庫県告示第800号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年4月3日から同年6月29日まで
- 3 作業地域
宍粟市波賀町の一部

~~~~~  
**兵庫県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月2日から同年6月30日まで
- 3 作業地域  
新温泉町清富地内

~~~~~  
兵庫県告示第802号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年11月28日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年6月1日から同月29日まで
- 3 作業地域
西宮市若草町二丁目地内



兵庫県告示第804号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和元年12月25日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市の一部



兵庫県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年7月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年7月27日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟新宮線	宍粟市山崎町御名字向川原104番4から 同 市山崎町中比地字上河原545番まで	旧	7.0から 15.0まで	500.0	
		新	10.0から 30.0まで	500.0	



兵庫県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年7月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年7月27日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 切畑多田院線	宝塚市切畑字長尾山19番173から 同 市切畑字長尾山19番173まで	旧	3.0から 3.0まで	23.0	
		新	7.0から 13.0まで	23.0	



兵庫県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年7月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年7月27日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宍粟下徳久線	宍粟市山崎町葛根字上ノ川425番から 同 市山崎町土万字尻細1082番まで	旧	6.0から 18.0まで	687.0	
		新	10.0から 27.0まで	687.0	



兵庫県告示第808号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。
令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
久代2丁目(3)	川西市		久代二丁目		309番の一部、311番から315番まで、316番の一部、317番、318番1、312番から313番に至る地先の道路敷の一部、313番から316番に至る地先の道路敷の一部
			久代三丁目		202番、203番3、373番、374番1の一部、202番地先の道路敷の一部、374番地先の水路敷の一部



兵庫県告示第809号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
鍛冶(3)	神崎郡	神河町	鍛冶	出雲石 清水フケ 宮谷 西山根	301番1の一部、302番1、302番2 364番から367番まで、373番1から373番4 まで、374番2、375番1から375番3まで、 375番4の一部、376番、377番 384番2から384番4までの各一部、384番 7から384番9までの各一部、384番11、384 番12の一部、384番38、384番45の一部、384 番47から384番50まで 385番57の一部、392番、393番1の一部、 393番2、393番3、395番の一部



兵庫県告示第810号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	関西学院周辺地区地区計画
同市	阪神間都市計画景観地区	関西学院周辺景観地区



兵庫県告示第811号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加西市	東播都市計画地区計画	東高室地区地区計画



兵庫県告示第812号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年7月27日

北播磨県民局長 上田賢一

- 1 重要調整池の所在地
三木市吉川町吉安364番1外3筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社はくつる開発	福岡市博多区博多駅前二丁目19番17号	四方祥樹

公 告

随意契約の相手方の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年7月27日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
人事給与及び総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町4丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
303,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年7月27日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）建築工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月17日
- 4 落札者の名称及び住所
ソネック・但南・中田特別共同企業体 高砂市曾根町2257番地の1
- 5 落札金額
2,668,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和2年3月6日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字御茶屋2301番33の一部、2301番36の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市中島1丁目6-10
中務地所 代表者 中務真二郎
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年9月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23号（1高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市上滝野字西長瀬206番3、208番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町平野244-5-101号
株式会社ケイ・サウス 代表取締役 福井千絵美
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年6月23日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15-2号（1加東）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市西浜町1022番24、1022番25、1022番28の一部、1022番30、1022番31、1022番33
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5
株式会社日本海水 代表取締役 西田直裕
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年6月5日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-9-2号（1赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月27日

交付期間

令和2年7月27日（月）から同月31日（金）までの毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年8月7日（金）午後2時

兵庫県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター センター教室2

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月27日（月）から同月31日（金）までの毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月5日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所で行うこと。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

- ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

正 誤

○令和2年5月11日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県病院局管理規程第7号（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	上から4	第7号	第9号



○令和2年5月21日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県病院局管理規程第8号（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	上から4	第8号	第10号